

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める書面)

2026年9月30日

ギフトィグループ株式会社

2026年9月30日

株式交換に係る事後開示書面

東京都品川区東五反田2-10-2
ギフトィグループ株式会社
代表取締役 太田 睦

東京都目黒区中目黒一丁目1番17号
株式会社DIRIGIO
代表取締役 本多 祐樹

ギフトィグループ株式会社（以下「ギフトィグループ」といいます。）と株式会社DIRIGIO（以下「DIRIGIO」といいます。）は、2026年8月14日付で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年9月30日を効力発生日として、ギフトィグループを株式交換完全親会社、DIRIGIOを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2026年9月30日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求（株式交換の差止請求）に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による本株式交換の差止請求を行ったDIRIGIOの株主は存在しませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過
DIRIGIOは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2026年8月14日にDIRIGIOの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるギフトィグループの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行ったDIRIGIOの株主は存在しませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続（新株予約権買取請求）の経過
本株式交換において、会社法第787条第1項第3号に定める新株予約権は存在しないため、同条の規定による手続について、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続（債権者異議）の経過
本株式交換において、会社法第768条第1項第4号イに定める株式交換契約新株予約権は存在しないことから、会社法第789条第1項第3号に該当せず、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求（株式交換の差止請求）に係る手続の経過

ギフトグループは、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行ったため、同法第796条の2の規定による本株式交換をやめることの請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

ギフトグループは、会社法第797条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2026年9月8日付で、ギフトグループの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるDIRIGIOの商号及び住所を電子公告の方法により公告しました。

なお、ギフトグループは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

本株式交換において、DIRIGIOの株主に対して交付する金銭等はギフトグループの普通株式のみであり、また、ギフトグループはDIRIGIOが発行する転換社債型新株予約権付社債に係る社債債務を承継しないことから、会社法第799条第1項第3号に該当しないため、該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりギフトグループに移転したDIRIGIOの株式の数は、普通株式14,000株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) ギフトグループは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した株主はいませんでした。

(2) DIRIGIOは、会社法第783条第1項の規定に基づき、2026年8月28日付の臨時株主総会の決議（会社法第319条第1項の規定による書面決議）により、本株式交換契約の承認を得ました。

(3) ギフトグループは、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時におけるDIRIGIOの株主（ただし、ギフトグループを除きます。）に対し、その所有するDIRIGIOの普通株式1株につきギフトグループの普通株式12,684株の割合をもって割当交付いたしました。

なお、ギフトグループが本株式交換により割当交付した普通株式の合計は177,576株です。ギフトグループは、当該割当交付株式の全てを新たに発行いたしました。

(4) 本株式交換により、増加したギフトグループの資本金及び準備金の額は次のとおりです。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ① 資本金 | 金0円 |
| ② 資本準備金 | 会社計算規則第39条に従いギフトグループが別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 金0円 |

(5) DIRIGIOが発行していた第2回ないし第5回新株予約権（合計1,615個）については、2026年8月10日付で新株予約権者全員の放棄によりその全部が消滅しております。

また、DIRIGIOが発行する転換社債型新株予約権付社債については、ギフトグループが2026年8月31日付で株式会社ギフトからその全部を取得しました。当該転換社債型新株予約権付社債については、本株式交換による対価の交付及びギフトグループへの社債債務の承継を行わず、本株式交換後もDIRIGIOが発行する転換社債型新株予約権付社債として存続し、ギフトグループが引き続き保有しております。

以 上